

府民文化部私学・大学課長 様

環境農林水産部動物愛護畜産課長

学校等飼育動物（家畜）の飼育状況の定期報告について（依頼）

平素より畜産衛生行政にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

平成 2 3 年に家畜伝染病予防法が改正され、家畜を飼育している場合は、愛玩用であっても、毎年、飼育状況を報告することが義務付けられたところです。

つきましては、下記内容について御了知いただくとともに、別紙パンフを配布していただき、報告が適切に行われるよう貴下所管の教育機関への周知をお願いいたします。

なお、大阪府、大阪市および堺市の教育委員会にも別途依頼していますので申し添えます。

記

1. 報告の対象となる家畜（小規模飼養者）

○牛・水牛・馬：1 頭

○鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6 頭未満

○鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：1 0 0 羽未満

○だちよう：1 0 羽未満

※上記頭羽数以上を飼育されている方は、報告の内容が異なりますので大阪府家畜保健衛生所あてご連絡ください。

2. 報告の内容及び様式

対象となる動物を飼育されている場合は、別添の報告様式に必要事項（家畜所有者の住所氏名・動物の種類と頭羽数）を記入のうえ報告してください。

3. 報告期間

牛・水牛・馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合

平成 2 5 年 2 月 1 日から平成 2 5 年 4 月 1 5 日まで

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちようの場合

平成 2 5 年 2 月 1 日から平成 2 5 年 6 月 1 5 日まで

4. 報告先・問い合わせ先

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 大阪府泉佐野市りんくう往来北1-59

(電話) 072-458-1151 (FAX) 072-458-1152

郵送もしくはFAXで報告してください。

5. その他

- ・飼育状況の報告は、毎年一度行う必要があります。
- ・飼育状況の報告は、2月1日時点の状況を報告していただきます。
- ・報告様式は動物愛護畜産課のホームページからダウンロードができます。

(ホームページアドレス)

<http://www.pref.osaka.jp/doubutu/tikusanei/sei/siyousei/kanri.html>

担当：動物愛護畜産課 畜産衛生グループ

前角、関口

電話：06-6210-9618

FAX：06-6613-6276